

●健康保健課からのお知らせ●

国民健康保険限度額適用認定証、標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日です。

国民健康保険の限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証は、8月1日で更新となります。

1. 70歳以上75歳未満の高齢受給者の方

下記の「区分」又は「区分」に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。（該当する方には通知します）

- ・区分：同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税である人
 - ・区分：同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の人
- 認定証を医療機関の窓口に表示すれば、自己負担限度額及び入院時の食事標準負担額は、下表のとおりとなります。

【1ヶ月の自己負担限度額】（区分につきましては認定証に記載しています）

区 分	外来のみ	入院 + 外来
一般（住民税課税世帯）	12,000円	44,400円
一定以上所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降の場合 44,400円)
区分	8,000円	24,600円
区分		15,000円

【1食あたりの入院時食事標準負担額】（区分につきましては認定証に記載しています）

区 分		標準負担額
一般（住民税課税世帯）		260円
区分	90日までの入院	210円
	90日を越える入院（過去1年間の入院日数）	160円
区分		100円

2. 70歳未満の被保険者の方

限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証の交付を受けようとする場合は、国民健康保険担当窓口申請してください。

1) 限度額適用認定証

70歳未満の国民健康保険被保険者の方で、入院中または入院の予定がある方は、限度額適用認定証の交付を受けることができます。（ただし、国民健康保険税の滞納がある場合は、認定証の交付を受けることができませんので、ご注意ください）

限度額適用認定証を医療機関の窓口に表示すれば、入院時の一部負担金の支払いは、限度額までとなります。

なお、次の場合は、医療機関の窓口で自己負担額を支払われたうえで、高額療養費の申請が必要となります。

限度額適用認定証の交付を受けていない場合

限度額適用認定証の交付を受けていても、外来や複数の医療機関を受診され、自己負担額が限度額を超える場合自己負担限度額は、次のとおりです。

【1ヶ月の自己負担限度額】（区分につきましては認定証に記載しています）

所得区分	自己負担限度額
上位所得者：A (基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% (83,400円)
一般：B	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)
低所得者（住民税非課税）：C	35,400円 (24,600円)

()の金額は、過去1年以内に、同一世帯で、3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降の自己負担限度額

2) 標準負担額減額認定証

標準負担額減額認定証の交付を受けることができる方は、住民税が課税されていない世帯に属する方です。

標準負担額減額認定証を医療機関の窓口に表示された場合の入院時の食事標準負担額は、次のとおりです。

【1食あたりの入院時食事標準負担額】

区 分		標準負担額
一般（住民税課税世帯）		260円
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
	90日を越える入院（過去1年間の入院日数）	160円

【問い合わせ】

福祉保健部健康保健課（豊玉）	0920(58)1579	美津島地域活性化センター住民生活課	0920(54)2271
南福祉保健センター（厳原）	0920(53)6111	峰地域活性化センター住民生活課	0920(83)0304
北福祉保健センター（上県）	0920(84)2313	上対馬地域活性化センター住民生活課	0920(86)3112

あなたの健康チェックお済みですか？



年に1度の健康チェックって大事ですよ～？

そうだよ～！でも、自分の都合のいいときに家の近くで簡単に受診できればな～！

それじゃー、「個別型健診」がピッタシよ！

「個別型健診」！？ それって・・・



個別型健診とは？

6月～12月まで、自分の都合のよい日に最寄りの医療機関(下記の医療機関のみ)で特定健診、がん検診を受けることができる健診です。

早めの受診がお勧めですよ～！

- ・7～9月は申し込みが少ないので希望日で受診が可能です。
- ・10～12月は申し込みが多く、希望日の受診が困難。
- ・12月の申し込みだと、予約満杯で受診できないことも・・・。



個別型健診はとってもお得！
がん検診も合わせて24,200円のところ2,800円で受診できます。
それも胃カメラだから精度もアップ！

青い紙の『受診券』が国民健康保険の方へ郵送されています。
「特定健診」を受けるときに必ず必要です。
大切に保管してください！

	種類	健診にかかる料金	あなたが負担する料金	内容
1	特定健診	9,200円	無料	身体・血圧測定、尿・血液検査 診察(心電図・眼底検査)
2	胃がん検診	11,500円	2,000円	胃カメラ
3	肺がん検診	1,500円	300円	X線間接撮影
4	大腸がん検診	2,000円	500円	便検査
	計	24,200円	2,800円	希望する検査のみ受診できます

個別型健診受診可能医療機関

- ・対馬いづはら病院
- ・豊玉診療所
- ・すとう内科医院
- ・畑島医院
- ・中対馬病院
- ・仁田診療所
- ・東島医院
- ・佐賀診療所(特定健診のみ)
- ・上対馬病院
- ・吉田内科医院
- ・ことう診療所

個別型健診の申込はどこに住んでても「健診コールセンター」へ！

0920(58)2121 (医療機関で直接申込もできます)

後期高齢者の方も受診することができます。

社会保険の方は、がん検診のみ受診することができます。

賀谷診療所は7月から休診します

美津島町の「賀谷診療所」は、都合により7月から当分の間休診します。
ご利用の方にはご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

一緒にまちづくりの基本となる条例を作りませんか？

(仮称)対馬市市民基本条例検討委員会委員の募集について

自治の基本理念や市政運営のあり方等を定める(仮称)対馬市市民基本条例の検討を行うため、(仮称)対馬市市民基本条例検討委員会を設置することとし、次のとおり委員を募集します。

委員会は、条例に関する事項について調査、研究及び検討を行い、市長に報告していただきます。

主な職務内容

1. 会議へ出席し、条例に関する事項について調査、研究及び検討を行う
(会場 厳原町国分、平成22年度5回、平成23年度3回開催予定)
2. 地域での意見交換会に出席し、広く市民からの意見を聴き、条例検討に反映させる
(平成23年4月以降に市内6カ所で開催予定)

募集人数 5名程度(委員会総数は20名程度)

任期 委嘱の日から検討結果を市長に報告する日まで(平成23年9月までの予定)

応募資格 次の条件を満たす方 平日昼間の会議に参加できる方
応募日現在18歳以上でまちづくりに関心のある方

応募方法

申込書に必要事項を明記し、郵送、持参またはFAX、E-mailにより、市役所地域再生推進本部に提出してください。(応募書類は返却しません)

申込書は市ホームページからのダウンロード、または地域再生推進本部で配布しています。

応募締切 平成22年7月30日(金)まで

選考方法 書類選考により決定し、結果は応募者全員に通知

旅費・報酬等

会議1回につき報酬6,900円(源泉徴収有)及び費用弁償をお支払いいたします。

問い合わせ・申込み

地域再生推進本部 協働のまちづくり推進グループ(担当:梅野・一宮)

〒817-8510 対馬市厳原町国分1441番地

0920(53)6111 FAX0920(53)6122

E-mail tiikisaisei@city.nagasaki-tsushima.lg.jp

住宅手当緊急特別措置事業実施のお知らせ

本事業は、平成19年10月1日以降に離職し住宅を喪失した方等のうち、就労能力及び就労意欲のある方に対して、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的として、平成21年10月1日から実施しております。

平成22年度より自立支援・就労促進を図るため、手当の要件が緩和されております。

収入・資産・就職活動等要件が定められておりますので、詳しくは福祉課までご相談ください。

問い合わせ

福祉事務所福祉課 0920(58)2294

認知症高齢者 家族の集いに参加しませんか？

対馬市では、認知症の高齢者を介護されている方が集まり、お互いの介護経験を話し合ったり悩みを打ち明けたりする目的で家族の集いを開催しています。

興味のある方、参加を希望される方は下記までお気軽にお問い合わせください。

対象となる方

認知症の高齢者を介護されている方で集いに関心のある方

問い合わせ

厳原地区在住 南福祉保健センターへ 0920(52)1211 担当:永留・二宮

美津島・豊玉・峰地区在住 長寿支援課へ 0920(58)1117 担当:廣川

上県・上対馬地区在住 北福祉保健センターへ 0920(84)2313 担当:須川

